

任意継続保険料納付について

1. 保険料額

任意継続保険者の保険料は全額自己負担となり、①②どちらか低い額に保険料率を掛けて算出されます。(健康保険法第47条)

①退職した時の標準報酬月額

②シンフォニアテクノロジー健康保険組合全被保険者の標準報酬月額の平均

保険料額は、収入額による見直しはありません。そのため基本的に2年間保険料の変更はありません。

ただし、介護保険該当(40歳到達)・不該当(65歳到達)、毎年度見直す保険料率の改定・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。

2. 保険料の納付方法

口座振替は行っておりません。

①金融機関での窓口納付

納付目的月の納付書と保険料を提出のうえ、納付期限内に納付して下さい。

振込手数料は被保険者の負担となります。

※ATM・インターネットバンキングでの振込は不可です。

②当組合窓口での納付

納付目的月の納付書と保険料を持参のうえ、来所して下さい。

※納付期日最終日の窓口受付時間は金融機関と同じく午後3時までとなります。

3. 保険料の前納制度

「保険料前納制度」とは、任意継続被保険者のうち、ご希望される方について、健康保険料を6ヶ月分ごと(4月～9月分までと10月～3月分まで)、または1年分(4月～3月分まで)を一括して前納することにより、健康保険料の割引を適用するものです。

ただし、資格取得月は通常月額保険料を納付し、前納制度の対象外となりますので、資格取得した年度の前納制度の対象期間は、以下のようになります。

①.半期払いの場合

資格取得月	対象期間
(1) 4月～7月	資格取得月の翌月～9月分、10月～翌年3月分
(2) 8月	9月分、10月～翌年3月分
(3) 9月～翌年1月	資格取得月の翌月～翌年3月分
(4) 翌年2月	翌年3月分

②.年払いの場合

資格取得月	対象期間
(1) 4月～翌年1月	資格取得月の翌月～翌年3月分
(2) 翌年2月	翌年3月分

4. 保険料の納入期間

毎月1日～10日まで(10日が土日祝日の場合は翌営業日)に自分で保険料を納付します。前納保険料の納入時期は、前納する期間の初月の前月1日～月末までとなっております。

